

愛川町監査委員公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和4年10月6日

愛川町監査委員 小林 晴 男

愛川町監査委員 佐藤 り え

1 監査の種類

財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項による監査）

2 監査の実施日

令和4年10月5日

3 監査対象課等

環境経済部農政課、愛川町森林組合

4 監査の範囲等

環境経済部農政課における令和2年度及び令和3年度の「林業用機械導入事業補助金」に係る財務等に関する事務の執行状況、並びに愛川町森林組合における令和2年度及び令和3年度の「林業用機械導入事業補助金」に係る財務等に関する事務の執行状況について監査を実施した。

5 監査の手続

愛川町監査基準（令和2年監査委員告示第1号）及び令和4年度監査等年間計画による

6 監査の結果

環境経済部農政課、愛川町森林組合

おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項は、文書及び口頭により指導した。

7 意見

（1）環境経済部農政課

林業用機械導入事業補助金については、令和2年度に「愛川町林業振興事業補助金交付要綱」を定め、林業振興及び森林資源の確保並びに森林の持つ公益的機能を総合的かつ高度に発揮させることを目的とし、愛川町森林組合が林業用機械を導入する場合に、その導入に係る経費の10分の5以内（予算の範囲内）において、補助金を交付していますが、補助対象経費（機械購入費・レンタルの取扱い等）が明確になっていない状況が見受けられますので、客観性を担保されるよう努められたい。

また、補助金の執行において、補助金交付要綱の制定が遅れ、その執行の手法に課題があると考えられるものがありましたことから、今後は、規則等に基づき適切な補助金の執行に努められたい。

（2）愛川町森林組合

購入機械の選定及び購入業者の選定にあたっては、複数の業者から見積書

を徴取するなどし、用途、性能、価格などを含め費用対効果を考慮し、総合的に検討した上で決定していることが認められた。

一方、機械購入にあたっては、売買契約書を締結することなく、見積書の徴取を基に、口頭により購入している機械がありました。公金が使用されていることや購入後のトラブル回避を考慮いたしますと、書面による契約が適切と考えられます。

終わりになりますが、町の財政状況は引き続き厳しい状況にあるようです。町はもとより、愛川町森林組合におきましても、事業見直しの徹底や財源確保のための努力をされるとともに、前例や慣行にとらわれることなく、効率的かつ合理的な運営に努められますようお願いいたします。